

国際協力機構

有償資金協力貸付実行額が年間 1 兆円超え。リスク管理債権比率は低下傾向が続く

本稿では、国際協力機構（以下、JICA）の注目トピックを紹介し、事業概況及び2017年度決算を確認した上で、JICAのクレジットの見方や留意点について述べる。

注目トピック：政府の質の高いインフラ輸出戦略への貢献

日本政府は2020年に約30兆円のインフラシステムの受注を目標¹とするが、JICAは円借款の活用等を通して支援を強化している。政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「未来投資戦略2018」には、「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」（2018年6月7日経協インフラ戦略会議決定）の重点施策を官民一体で推進することが明記されているが、同輸出戦略にはJICA関連の施策が多数盛り込まれており、これまで安倍政権の下で施策を実行に移してきた。主な施策には、円借款の迅速化やスキームの多様化（図表1）、アジア開発銀行（ADB）との業務協力（PPP等民間インフラ案件支援のための信託基金創設等）、海外投融資の制度改善と推進等が含まれる。具体的な成果も徐々に出てきており、例えば、ドル建て借款はジャマイカ向けに2017年11月に第1号案件（1,500万ドル）が承諾された。また、海外投融資の新規承諾案件も2016、17年度共に6件に上った²。更に、2018年のインフラシステム輸出戦略にはSTEP円借款の見直し³等も掲げられ、JICA関連施策は充実の方向である。以上の「質の高いインフラ輸出戦略」への貢献は、JICAの政策的重要性を益々高めるため、クレジットにはポジティブに評価できる。

図表 1: 近年導入された新たな円借款スキーム

円借款スキーム	内容
ドル建て借款	借款においてドル建て融資を実施するもの。
外貨返済型円借款	貸付完了済みの円借款債務を円貨建てから米ドル建てに転換できるオプションを借入人に付与するもの。
ハイスpek借款	「質の高いインフラ」を推進すると特に認められる案件に対し、譲許性の高い借款を供与するもの。
サブ・ソブリン円借款	途上国の政府機関や地方公共団体等のサブ・ソブリン主体に対して円借款を直接供与するに当たり、政府保証の例外的な免除を行うもの。
Equity Back Finance(EBF)円借款	本邦企業、及び、途上国政府・国営企業等が出資をするインフラ整備事業等に対して、途上国側の出資金のバックファイナンスとして円借款を供与するもの。
Viability Gap Funding(VGF)円借款	途上国政府が実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合に、途上国政府による事業の採算補填(VGF)の原資を貸し付けるもの。
PPPインフラ信用補完スタンド・バイ円借款	途上国政府がオフテイク契約の履行保証や短期の流動性供給に必要な資金を確保するために、同政府の要請に基づき当該資金を貸付け、PPPインフラ事業を促進するもの。
セクター・プロジェクト・ローン	同一セクター等の複数の個別案件に対して、包括的に円借款を供与し、事業実施の迅速化・効率化を図るもの。

出所:JICA 資料より野村證券作成

¹ 「インフラシステム輸出戦略」に掲げられている。2016年の受注実績は約21兆円。

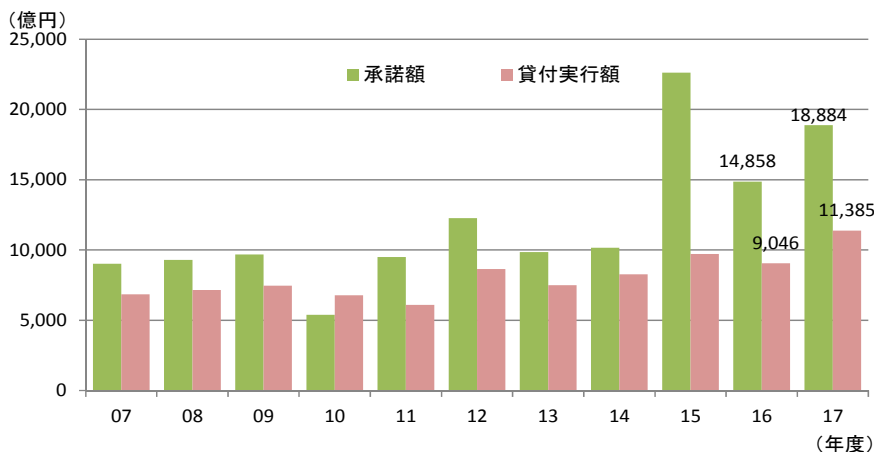
² 2017年度末の海外投融資残高は953億円（YoY+271億円）。

³ STEP（本邦技術活用条件）は、我が国の優れた技術やノウハウを活用した開発途上国への援助を促進するもので、日本企業に受注が限定されるが貸付条件の譲許性が高い。今回の見直しでは、主契約者条件について対象者要件を緩和するなど、より多くの日本企業が活用しやすい仕組みに改め、日本企業のインフラ関連案件の獲得に繋げる

事業概況：2017年度の有償資金協力貸付実行額は1兆円超え

上記のように、インフラ分野向けの円借款等の案件形成が強化されていることから、JICAによるリスクマネー供給は増勢である。2017年度の円借款を中心とする有償資金協力の新規承諾案件は59件⁴（YoY+2件）、承諾額は1兆8,884億円（同+4,026億円）と大幅に増加、貸付実行額も近年の承諾額大幅増加等を背景に1兆1,385億円（同+2,339億円）へと増加した（図表2）。承諾額を国別に見ると（図表3）、インド（3,984億円; YoY+896億円）が3年連続最多で、バングラデシュ（1,819億円; 同+50億円）、フィリピン（1,461億円; 同+1,247億円）と近年の常連国が続き、イラク（788億円; 皆増）、チュニジア（367億円; 皆増）といった中東諸国もトップテンに入っている。分野別には、鉄道事業（インドのムンバイメトロ3号線建設事業（1,000億円）等）や港湾事業（インドネシアのパディンバン港開発事業（1,189億円）等）など、引き続き、運輸関係の大規模案件が目立つ。一方、案件数の増加を推進する海外投融資は6件の新規承諾で、ADBとの協調融資となったベトナムのコーヒーバリューチェーン強化事業や、海外投融資再開後初の本邦民間金融機関との協調融資となったフィリピンのマニラ首都圏西地区上水道無収水対策事業等があった。以上の結果、2017年度末の有償資金協力出融資残高は12兆3,921億円（同+3,627億円）へと増加した。

図表 2: 有償資金協力承諾額・貸付実行額



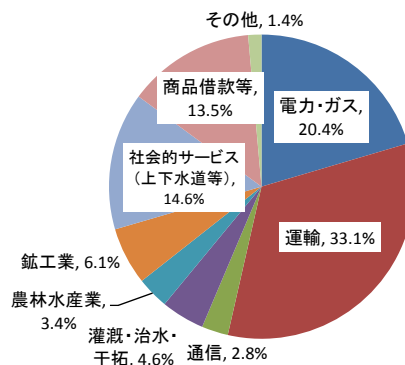
出所:JICA 資料より野村證券作成

図表 3:有償資金協力承諾額上位 10 か国（2017 年度）

	国名	地域	承諾額 (億円)	前期比 (億円)
1	インド	南アジア	3,984	896
2	バングラデシュ	南アジア	1,819	50
3	フィリピン	東南アジア	1,461	1,247
4	インドネシア	東南アジア	1,352	612
5	ミャンマー	東南アジア	1,289	39
6	イラク	中東	788	788
7	ベトナム	東南アジア	698	△ 1,173
8	スリランカ	南アジア	448	117
9	チュニジア	中東	367	367
10	モンゴル	東アジア	320	320

出所:JICA 資料より野村證券作成

図表 4: 分野別有償資金協力承諾割合（累計；2017 年度末）



出所:JICA 資料より野村證券作成

⁴内訳は、円借款 52 件、ドル借款 1 件、海外投融資 6 件。

2017年度決算：4期ぶりの増益。リスク管理債権比率は6.1%へ低下

2017年度の有償資金協力勘定⁵の収支状況（図表5）は、経常費用940億円（YoY△50億円）、経常収益1,733億円（同△1億円）、当期総利益791億円（同+48億円）と4期ぶりの増益となった。債券・借入金利息支払減少を上回る貸付金利息収入の減少があったが、貸倒引当金繰入の減少や受取配当金の増加が補った。

図表5: 損益計算書

	14/3	15/3	16/3	17/3	18/3	前期比
(百万円)						
経常費用	92,277	94,687	90,402	99,104	94,049	△ 5,055
有償資金協力業務関係費	92,277	94,687	90,402	99,104	94,049	△ 5,055
債券利息	4,950	5,430	5,750	6,116	7,326	1,210
借入金利息	27,387	24,068	21,180	18,632	17,129	△ 1,503
金利スワップ支払利息	10,147	9,290	8,227	8,270	7,395	△ 875
業務委託費	21,278	18,977	22,204	24,432	32,483	8,051
債券発行費	307	444	329	591	557	△ 34
人件費	3,056	3,233	3,624	3,812	3,895	83
賞与引当金繰入	208	234	259	284	299	15
物件費	12,669	13,067	12,541	12,605	14,211	1,606
減価償却費	257	252	245	186	461	275
税金	83	82	81	80	80	0
関係会社株式評価等損	3,905	-	844	126	144	18
貸倒引当金繰入	7,755	17,076	10,797	21,961	8,243	△ 13,718
偶発損失引当金繰入	-	2,526	4,089	-	-	-
経常収益	217,847	209,144	190,130	173,483	173,328	△ 155
有償資金協力業務収入	217,419	208,688	189,266	172,676	171,700	△ 976
貸付金利息	178,962	169,039	161,474	152,760	145,294	△ 7,466
国債等債券利息	11	8	9	0	0	0
受取配当金	24,429	36,186	24,369	13,645	19,319	5,674
貸付手数料	3,125	3,451	3,390	2,920	3,307	387
関係会社株式評価等益	-	2	12	-	-	-
偶発損失引当金戻入	10,877	-	-	2,600	2,531	△ 69
財務収益	23	30	33	18	265	247
雑益	385	405	810	768	1,341	573
償却債権取立益	19	19	19	19	19	0
経常利益	125,569	114,456	99,727	74,378	79,278	4,900
臨時損失	1	19	6	21	96	75
臨時利益	0	0	3,040	6	6	0
当期総利益	125,568	114,438	102,762	74,363	79,188	4,825

出所:JICA 資料より野村證券作成

貸借対照表（図表6）を確認すると、資産側では資産のほとんどを占める貸付金が12兆50億円（YoY+3,430億円）に増加した。一方、負債側は、財政融資資金借入金が1兆9,115億円（同+1,711億円）、債券（=財投機関債+政府保証債）が7,031億円（同+1,125億円）で、両者の比率は凡そ3対1である。また、自己資本比率は、政府出資金の増加（同+451億円）や利益の積上げに対し、負債の増加がそれを上回ったため、78.3%（同△1.6pt）に低下した。

⁵ 「有償資金協力勘定」では、財政融資資金借入金や財投機関債などを財源に開発途上国への円借款等を実施している。その他、技術協力や無償資金協力を実施する「一般勘定」がある。

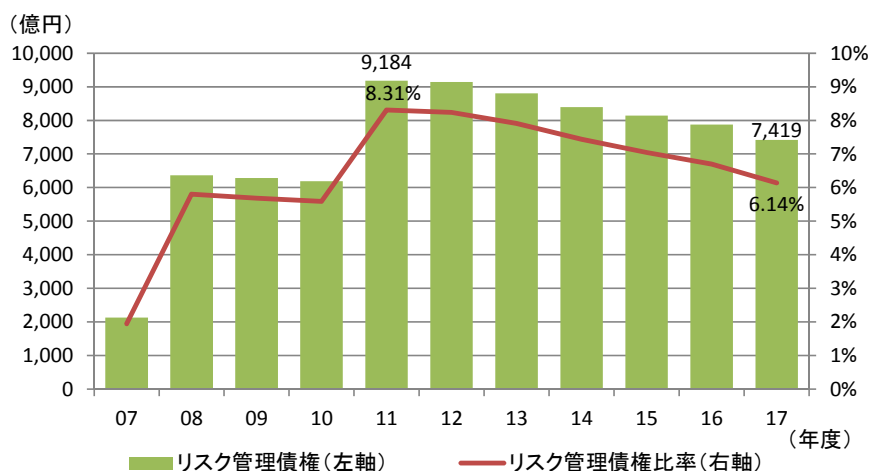
図表 6: 貸借対照表

	17/3	18/3	前期比		17/3	18/3	前期比
流動資産	11,778,767	12,171,738	392,971	流動負債	232,426	213,255	△ 19,171
現金及び預金	208,992	255,638	46,646	1年以内償還予定債券	0	20,000	20,000
貸付金	11,661,979	12,005,003	343,024	1年以内償還予定財政融資資金借入金	188,059	150,179	△ 37,880
貸倒引当金	△ 165,531	△ 171,804	△ 6,273	未払金	5,762	9,698	3,936
前渡金	19,942	22,629	2,687	未払費用	6,127	5,788	△ 339
未収収益	32,645	29,980	△ 2,665	金融派生商品	17,597	14,786	△ 2,811
未収入金	908	1,552	644	偶発損失引当金	13,148	10,598	△ 2,550
差入保証金	17,706	23,686	5,980	固定負債	2,149,374	2,451,973	302,599
固定資産	85,380	107,203	21,823	債券	590,595	683,132	92,537
有形固定資産	8,607	8,903	296	財政融資資金借入金	1,552,258	1,761,333	209,075
投資その他の資産	76,125	93,063	16,938	退職給付引当金	4,292	4,203	△ 89
投資有価証券	2,645	4,701	2,056	負債合計	2,381,800	2,665,229	283,429
関係会社株式	43,634	43,545	△ 89	資本金	7,992,227	8,037,407	45,180
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062	87,062	0	政府出資金	7,992,227	8,037,407	45,180
貸倒引当金	△ 73,483	△ 75,454	△ 1,971	利益剰余金	1,546,921	1,626,109	79,188
差入保証金	700	637	△ 63	準備金	1,472,558	1,546,921	74,363
				当期未処分利益	74,363	79,188	4,825
				純資産合計	9,482,346	9,613,712	131,366
資産合計	11,864,147	12,278,942	414,795	負債純資産合計	11,864,147	12,278,942	414,795

出所:JICA 資料より野村證券作成

リスク管理債権の動向（図表 7）を確認すると、2011 年度には「アラブの春」による中東地域の政治・経済の不安定化等を背景にリスク管理債権額が増加し、同比率は 8%を超えたが、その後は経済状況の回復等を受け貸出条件緩和債権の返済による減少が進んでおり、同債権額は 7,419 億円まで減少、同比率も低下が続いている（2017 年度：6.14% (YoY△0.56pt)）。一方で、有償資金協力残高上位 10 か国のソブリン格付や残高の推移（図表 8）を見ると、近年のリスク管理債権額のピークである 2011 年度から、格付けが非投資適格のベトナム（+6,706 億円）、バングラデシュ（+3,165 億円）、イラク（+2,837 億円）へのエクスポージャーが大幅に増えている。これらの財政基盤が脆弱な大口借款先の経済・財政状況が急速に悪化することがあれば、リスク管理債権の減少傾向が反転する可能性もある。加えて、有償資金協力残高上位 10 か国（同残高の 4 分の 3 を占める）の格付別残高分布（2017 年度末；図表 9）を見ると、Moody's と S&P の格付で非投資適格の国の残高合計が共に約 3.4 兆円にも上る。これらが中長期的にリスク管理債権を増加させる潜在リスクには一定の留意が必要であろう。

図表 7: リスク管理債権 & リスク管理債権比率



注：2007 年度は旧国際協力銀行の海外経済協力勘定

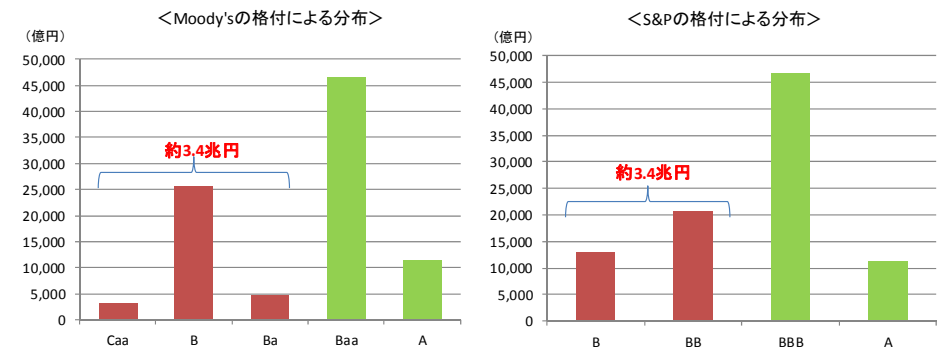
出所：JICA 資料より野村證券作成

図表 8: 有償資金協力残高上位 10 か国 (2017 年度末)

	国名	地域	残高 (億円)	対2011年度比 (億円)	前年比 (億円)	【参考】ソブリン格付け(※)			
						Moody's		S&P	
						外貨建て 長期	アウトルック	外貨建て 長期	アウトルック
1	インド	南アジア	20,053	5,664	1,526	Baa2	安定的	BBB-	安定的
2	ベトナム	東南アジア	15,839	6,706	539	B1	ポジティブ	BB-	安定的
3	インドネシア	東南アジア	14,781	△ 6,330	△ 1,235	Baa2	安定的	BBB-	安定的
4	中国	東アジア	11,417	△ 5,666	△ 1,046	A1	安定的	A+	安定的
5	フィリピン	東南アジア	7,417	△ 1,678	△ 224	Baa2	安定的	BBB	ポジティブ
6	パキスタン	南アジア	6,058	343	△ 190	B3	ネガティブ	B	安定的
7	バングラデシュ	南アジア	4,824	3,165	1,445	Ba3	安定的	BB-	安定的
8	タイ	東南アジア	4,344	△ 383	△ 62	Baa1	安定的	BBB+	安定的
9	スリランカ	南アジア	3,738	43	△ 3	B1	ネガティブ	B+	安定的
10	イラク	中東	3,316	2,837	574	Caa1	安定的	B-	安定的

注: ※は全て無登録格付け。格付けは 2018 年 7 月 11 日現在。2017 年 8 月以降、格付けが上方修正された部分を緑字に、下方修正された部分を赤字にしている。紫色の塗りつぶしは非投資適格。
出所: JICA、格付け会社資料より野村證券作成

図表 9: 有償資金協力残高上位 10 か国の格付別残高分布 (2017 年度末)



注: 格付は全て無登録格付けで、2018 年 7 月 11 日現在。黄緑色の塗りつぶしは投資適格、赤の塗りつぶしは非投資適格。出所: JICA、格付け会社資料より野村證券作成

クレジットの見方と留意点

JICA は、我が国唯一の ODA 実施機関であり、その政策的重要性は元来極めて高いが、近年、政府は、日本企業によるインフラシステム輸出等において JICA をフル活用する施策を掲げており、我が国の成長戦略を担う重要な機関と位置付けられる。また、近年は事業規模が拡大傾向にあり、2018 年度予算では 1 兆 3,630 億円 (2017 年度予算比+910 億円) に増加している (図表 10)。一方、財務面は、2017 年度は 4 期ぶりの増益で収支は黒字を継続、自己資本比率は約 80% と高水準を維持、リスク管理債権比率は低下傾向と堅調である。以上より、JICA の当面のクレジットに大きな懸念はない。但し、インフラ輸出拡大等のために JICA の円借款等が積極的に活用され、事業規模が拡大していくと、従来よりも多くの事業リスクや信用リスク等を負うことになる。足許では、各国の国内要因や地政学リスクに加え、米国利上げ、米中貿易摩擦、原油価格の上昇等、グローバルの経済環境の変化が新興国ソブリン・クレジットの不安定要因となっており、大口借款先を中心にクレジットを注視すべきである。

図表 10: 有償資金協力勘定の予算

		(億円)					
		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
出融資規模	出融資規模	9,150	9,885	9,885	10,525	12,720	13,630
	(うち海外投融资)	235	239	280	280	421	637
原資	政府出資金	506	485	483	444	452	460
	財政投融资	3,844	4,820	4,366	4,680	5,487	6,184
	(うち財政融資資金借入金)	3,844	4,220	3,766	3,930	4,827	5,524
	(うち政府保証債)	-	600	600	750	660	660
	財投機関債	800	800	600	600	800	800
	その他自己資金等(回収金含む)	4,000	3,780	4,436	4,801	5,981	6,186
合計		9,150	9,885	9,885	10,525	12,720	13,630

出所: JICA 資料より野村證券作成

無登録格付に関する説明書

野村証券株式会社

格付会社に対し、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録の格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合、金融商品取引法により、無登録の格付業者が付与した格付（以下「無登録格付」といいます）である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録の格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付業者について

スタンダード&プアーズ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：

S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P は、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

ムーディーズ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」タブ）にある「無登録業者の格付の利

用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。

信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

フィッチ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan>）の「フィッチの格付業務について」内の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

野村グループが株式を合計1%以上保有している会社および野村証券が過去12ヶ月間に株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関し主幹事を務めた会社につきましては、<http://www.nomuraholdings.com/jp/report/> をご参照ください。本件につき情報が必要な方は、野村証券 リサーチ・プロダクト部までお問合せ下さい。

次に記載する会社の役員を兼務している野村証券の役員がいます。UKCホールディングス(3156)、旭硝子(5201)、トーヨーカネツ(6369)、TDK(6762)、IHI(7013)、ホンダ(7267)、ロジネット ジャパン(9027)。

次に記載する会社は、野村証券の親会社である野村ホールディングスの子会社又は関連会社です。野村不動産ホールディングス (3231)、野村総合研究所 (4307)、杉村倉庫 (9307)。

債券を募集・売出等その他、当社との相対取引によって購入する場合は、購入対価のみをいただきます。債券の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。加えて、外貨建て債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) 取引を当社と相対でお取引いただく場合は手数料をいただきません。CDS 取引を行なうにあたっては、弊社との間で合意した保証金等を担保として差し入れ又は預託していただく場合があります。取引額は保証金等の額を超える場合があります。保証金等の額は信用度に応じて相対で決定されるため、当該保証金等の額、及び、取引額の当該保証金等の額に対する比率をあらかじめ表示することはできません。CDS 取引は参照組織の一部又は全部の信用状況の変化や、あるいは市場金利の変化によって市場価値が変動し、当該保証金等の額を超えて損失が生じるおそれがあります。信用事由が発生した場合にスワップの買い手が受取る金額は、信用事由が発生するまでに支払う金額の総額を下回る場合があります。また、スワップの売り手が信用事由が発生した際に支払う金額は、信用事由が発生するまでに受取った金額の総額を上回る可能性があります。他の条件が同じ場合に、スワップの売りの場合に受取る金額と買いの場合に支払う金額には差があります。CDS 取引は、原則として、金融商品取引業者や、あるいは適格機関投資家等の専門的な知識を有するお客様に限定してお取り扱いしています。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 142 号

【加入協会】

日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会